

下 総 第 1 7 4 号  
令和4年(2022年)3月2日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 関 谷 博 様  
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成30年11月26日付け監査報告第21号により提出のありました出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告書において、制度的な検討が必要な事項として意見のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

豊田総合支所地域政策課

### [指摘事項]

#### (1) 出資団体監査

ア 一般財団法人豊田湖畔公園管理財団について

#### 【出資団体（一般財団法人豊田湖畔公園管理財団）に関する事項】

(ア) 決算に係る貸借対照表と損益計算書は、理事会の承認を受けた後に評議員会の承認を受けることが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般財団法人法」という。）及び公園管理財団の定款に定められているが、平成29年度決算に係る貸借対照表と損益計算書は、評議員会での承認の後に理事会の承認を受けていた。適正に承認の処理を行われたい。また、一般財団法人法の規定により、決算の承認に係る評議員会は、理事会の開催から二週間以上間隔を空けて開催する必要があるが、平成28年度決算に係る理事会と評議員会は同日に開催されていた。適正な日程で開催されたい。

#### (改善措置状況)

平成30年度決算における一般財団法人豊田湖畔公園管理財団（以下「公園管理財団」という。）の決算に係る貸借対照表と損益計算書の承認については、平成31年4月25日に理事会の承認を受けた後に、二週間以上間隔を空け、令和元年5月10日に評議員会の承認を受けており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公園管理財団の定款に規定する順序や日程で適正に手続きを行ったことを確認した。また、令和元年度及び令和2年度決算においても、適正に手続きを行っていることを確認した。

#### 【令和元年度】

理事会承認日 令和2年4月30日

評議員会承認日 令和2年5月20日

#### 【令和2年度】

理事会承認日 令和3年5月18日

評議員会承認日 令和3年6月 2日

(イ) 下関市豊田湖畔公園施設（以下「湖畔公園施設」という。）の指定管理業務において、以下の不適切な事項があった。豊田湖畔公園施設の管理運営に関する基本協定書に従い、適正に処理されたい。

a 市と協議することなく基本協定上市が実施すべき修繕を実施

していた。

(改善措置状況)

豊田湖畔公園施設の管理運営に関する基本協定に定めるリスク分担において、改修等に係る費用が1会計年度で合計60万円以上となれば市と協議を行うことの認識が不足していたため、協議を行うことなく修繕を実施していた。平成30年度においては、改修等に係る費用が1会計年度で合計60万円を超えたため、市と協議を行い、市においても修繕を行った。

また、令和元年度及び令和2年度も60万円を超えたため、市と協議を行い、市においても修繕を行った。

【所管課（豊田総合支所地域政策課）に関する事項】

(ア) 市は、湖畔公園施設を管理運営するために公園管理財団に対して多額の出えんを行っているが、一方では、湖畔公園施設の指定管理者の選定を公募で行っている。公募による選定は、公園管理財団以外の団体が湖畔公園施設の指定管理者となる可能性を含んでおり、出えんをした目的に矛盾すると思料されるが、この点について、公募とする意思決定の際に検討されていなかった。慎重に検討した上で方針を決定されたい。

(改善措置状況)

公園管理財団は、市が一部を出えんし、当該施設の管理運営を行う目的で設立され、平成7年度の開園以降現在に至るまで、同施設の管理運営を実施している団体である。

令和2年度の指定管理者の選定にあたり、指定管理施設の管理運営の状況により公募に適さないと認め、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項第1号により、公募によることなく非公募による選定をする方針を令和2年6月1日付け甲決裁で意思決定を行い、非公募による選定で指定管理の協定を交わし、令和3年度から令和7年度までの5カ年を公園管理財団が管理運営することとなった。

(イ) 消費税の増税に伴い、市は下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例を改正し、平成26年4月に使用料を増額改定した。これに対して、公園管理財団が定める利用料金は、ごく一部の区分を除き据え置かれている。消費税が増税されるにも関わらず利用料金を据え置くことは、実質的に値下げとなり、利用料金の収入では収支が不足するとして公園管理財団に対して指定管理料を交付している現状に鑑みれば、据置きとするためには相応の理由が必要である。しかしながら、利用料金の額の承認に当たり、その増額の可否は検討されていなかった。利用料金の額の承認は、公園管理財団の管理運営に真に適切か検討した上で行われたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、利用料金の承認額について公園管理財団と協議を行った。

協議の後、公園管理財団から、利用料金を下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例及び同施行規則に規定する使用料の額と同額とすることへの承認願いが提出され、市においてこれを審査した結果、適当であると認められたため、これを承認し、平成31年4月1日から適用した。

(ウ) 公園管理財団の評議員と理事に市の職員が含まれておらず、評議員会や理事会において意思決定を行う場合に、出えん者である市の意見を述べる機会が確保されていない。市の職員が公園管理財団の評議員や理事となるよう調整されたい。

(改善措置状況)

平成30年12月3日に開催された一般財団法人豊田湖畔公園管理財団評議員会において、1名の市職員が理事として選任された。令和4年2月1日現在も1名の市職員が同職に就任している。

以上